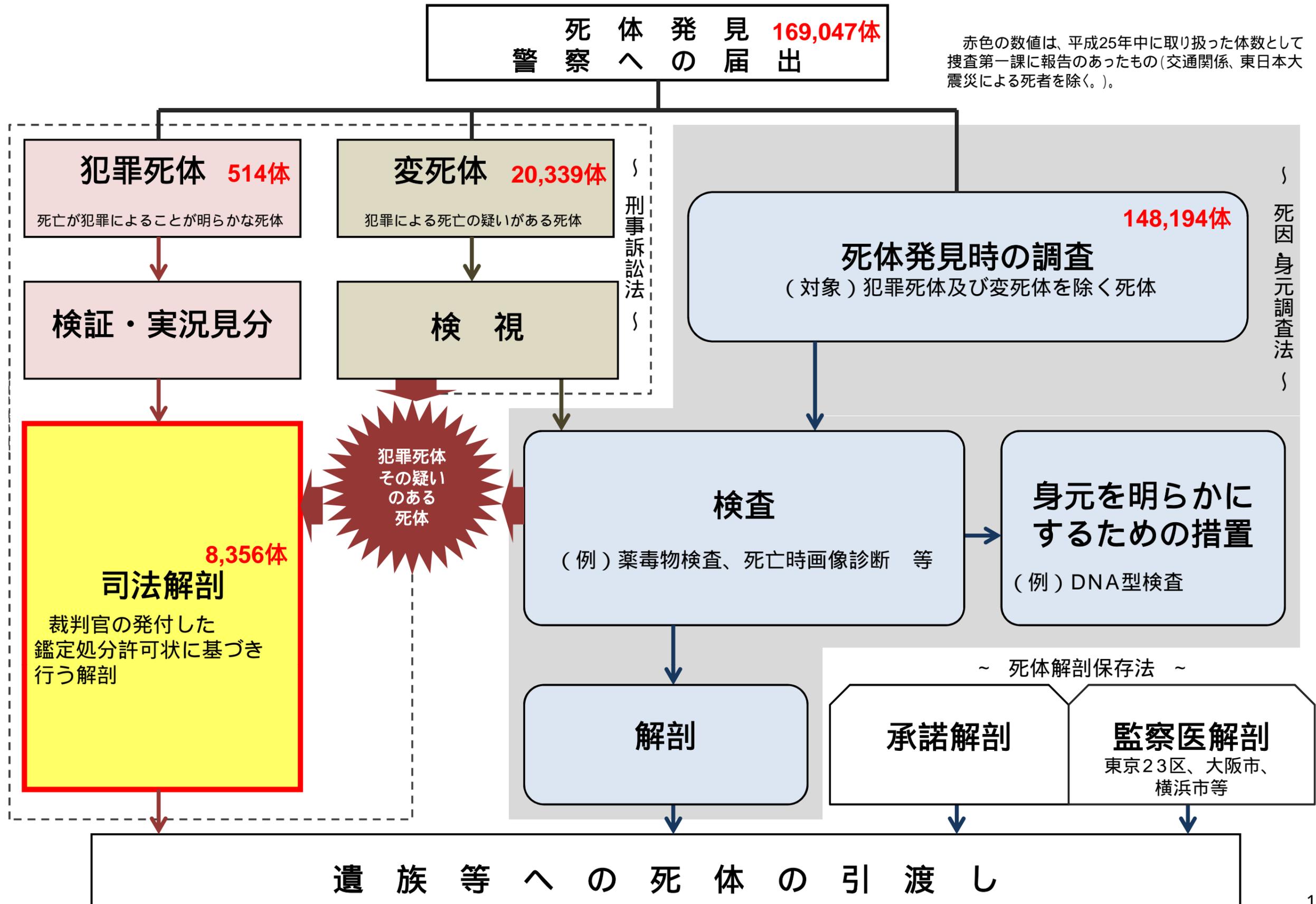


司法解剖の実施

平成26年6月11日
警察庁刑事局

警察における死体取扱いの流れ



司法解剖の意義・目的

犯罪の立証

損傷の部位、形状、程度、凶器の種類、加害方法及び凶器と損傷との因果関係等を明らかにして犯罪を立証

具体例

刃物使用の殺人事件について、解剖により、刃物が被害者の心臓を貫通していることが判明し、被疑者の強い殺意を証明

首絞め殺人事件について、解剖により、被害者の首の軟骨が折れていることが判明し、被疑者の殺意を証明

犯罪性の有無の判断

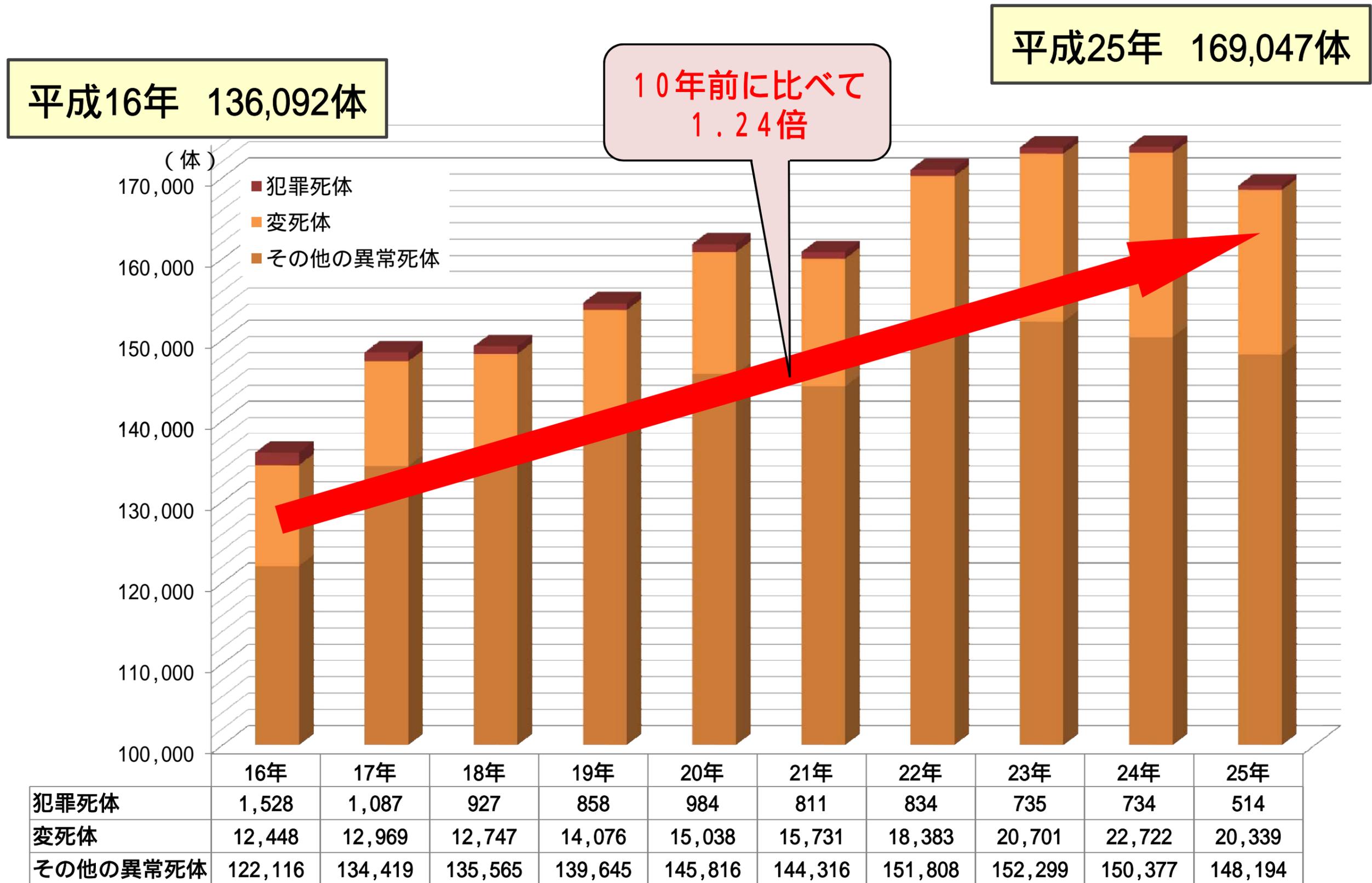
犯罪による死亡の疑いのある死体について、体内の状況等を調べて犯罪性の有無を明らかに

具体例

子供の急死事案について、解剖により、強く揺さぶられたときに生ずる脳の損傷が明らかとなり、傷害致死事件が判明

薬毒物検査により、事故に見せかけて、被害者に睡眠薬を服用させて海中に突き落とした殺人事件が判明

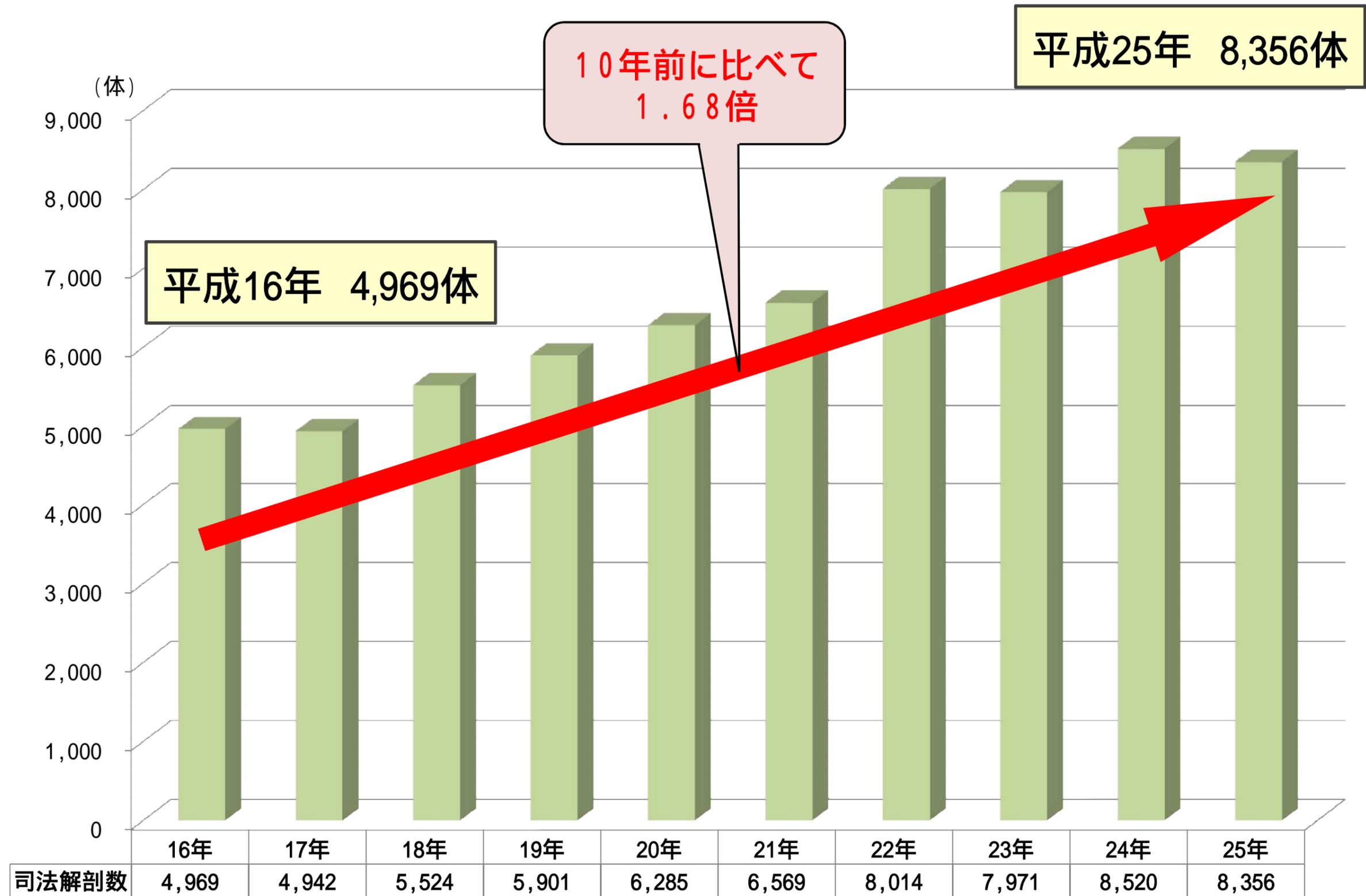
警察における死体取扱数の増加



注) 捜査第一課に報告のあったもの(交通関係、東日本大震災による死者を除く。)

(単位: 体)

司法解剖数の増加



(単位：体)

注) 捜査第一課に報告のあったもの(交通関係、東日本大震災による死者を除く。)

司法解剖を取り巻く情勢 ～ 死因究明推進の要請等 ～

背景

- 年間死亡者数は高齢化を反映して増加傾向 警察における死体取扱数も増加傾向
- 我が国の死因究明制度は、諸外国に比べ必ずしも十分ではない状況
- 犯罪死を見逃した事案の発生

制度の整備

- 平成24年6月、死因究明等の推進に関する法律が制定 (同年9月施行)
- 本年6月中旬、死因究明等推進計画を閣議決定(予定)

死因究明等推進計画に盛り込まれる予定の事項

警察庁において、司法解剖……の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。

日本法医学会の意見・要望

解剖の実施体制の維持

- ・ 解剖補助者に対する謝金の予算措置
- ・ 解剖施設の使用料の予算措置
- ・ 感染症等危険防止消耗品費の増額

各種検査の充実

- ・ CT検査等の新規検査項目の導入
- ・ 各種検査の実施による除外診断の必要性
- ・ 各種検査の実施者に対する人件費の予算措置

等

死因究明の推進については、
政府にとって重要な課題

司法解剖経費(予算額)の概要

警察法第37条第1項

都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費

平成25年度予算額 1,566,085千円

司法解剖謝金

司法解剖に対する謝金

172,073千円

死体鑑定謝金

鑑定書作成に対する謝金

338,832千円



解剖室(イメージ)

司法解剖基本料

設備の空調フィルター等の交換費

50,044千円

司法解剖検査料

司法解剖に伴う各種検査に要する経費

916,373千円

感染症等危険防止消耗品

感染症等の防止用消耗品

22,658千円

薬物検査等委託費

簡易薬物検査費用

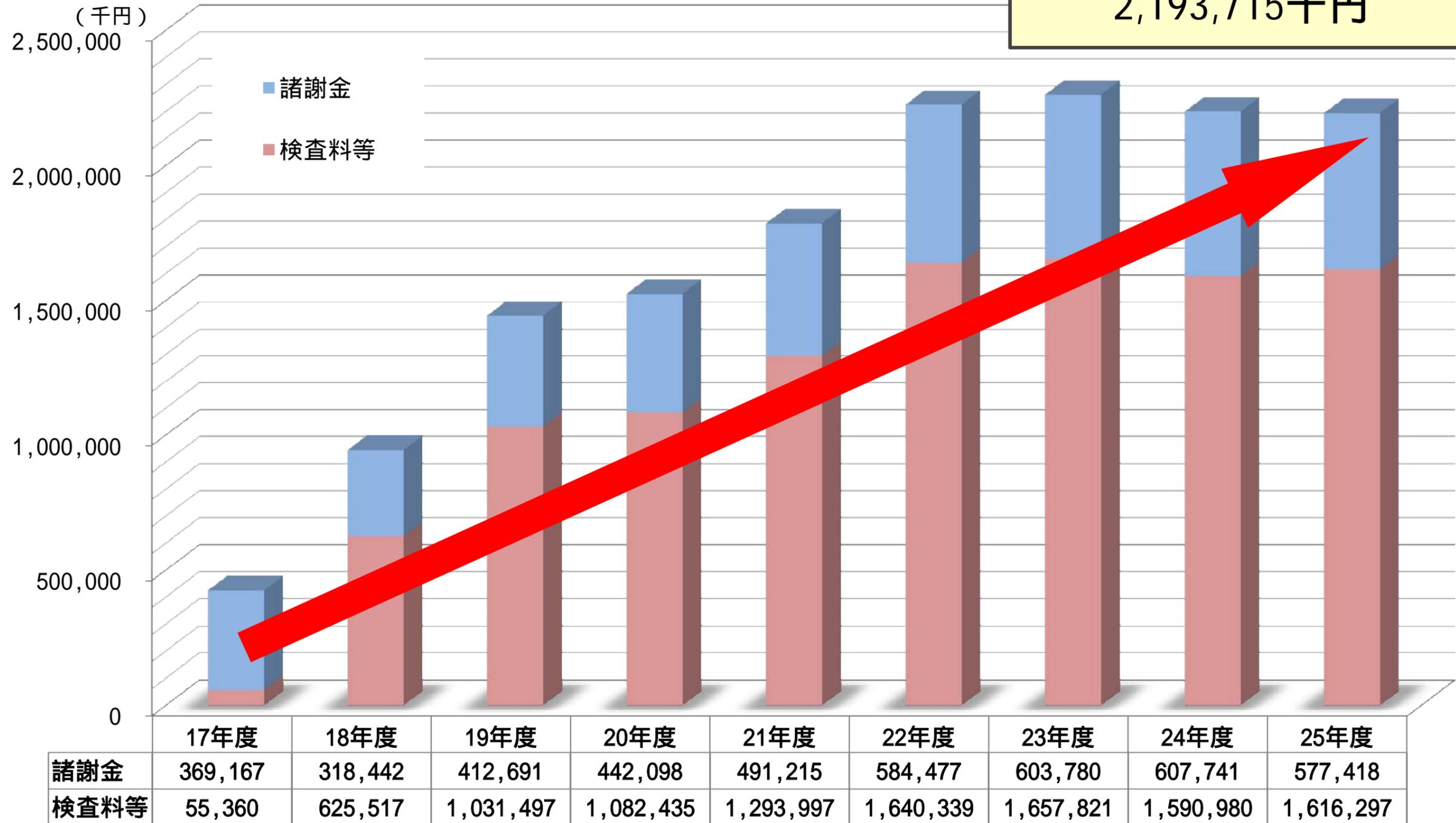
66,105千円



薬毒物に係る分析機器(イメージ)

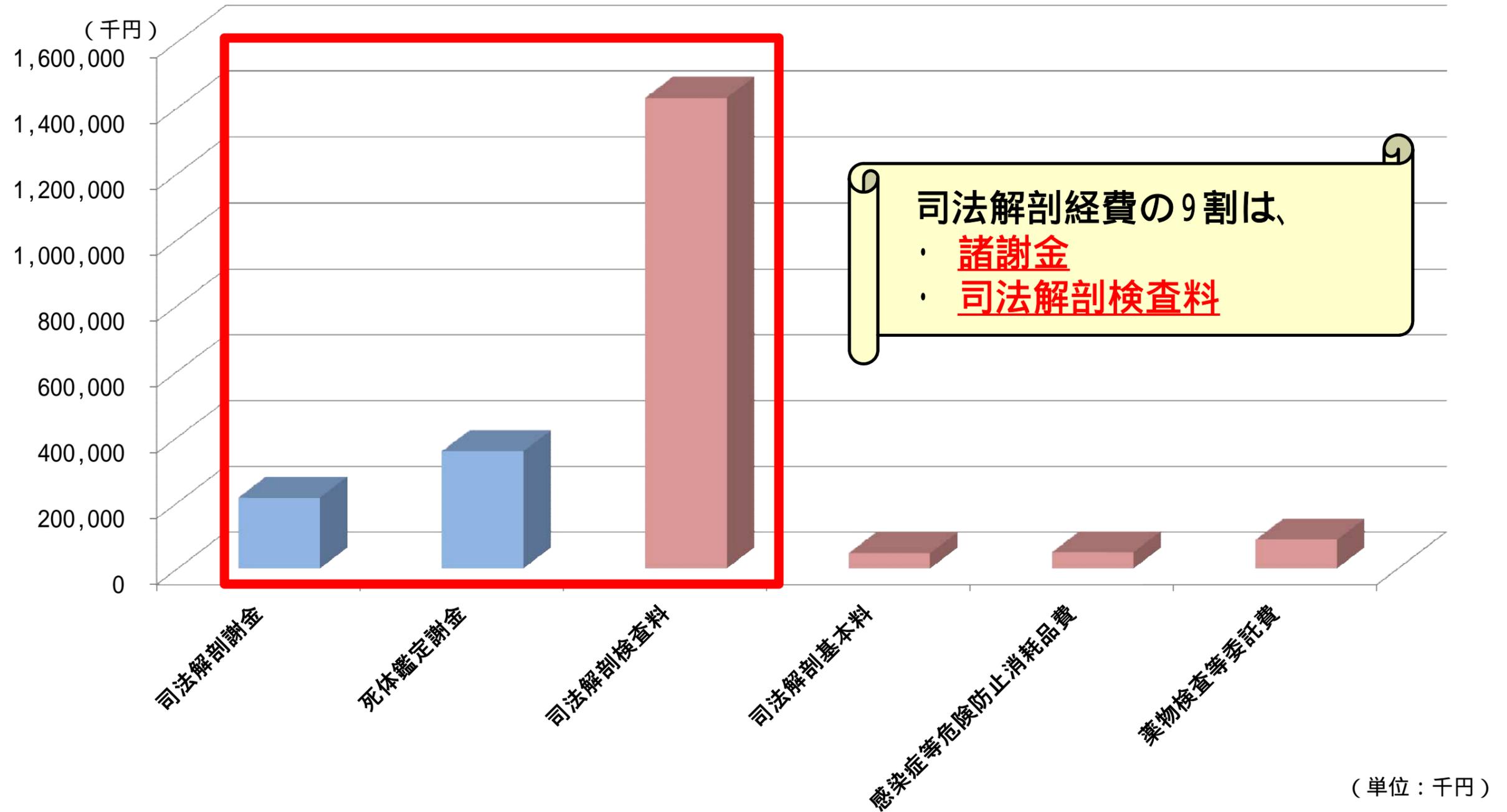
司法解剖経費(執行額)の推移

平成25年度執行額
2,193,715千円



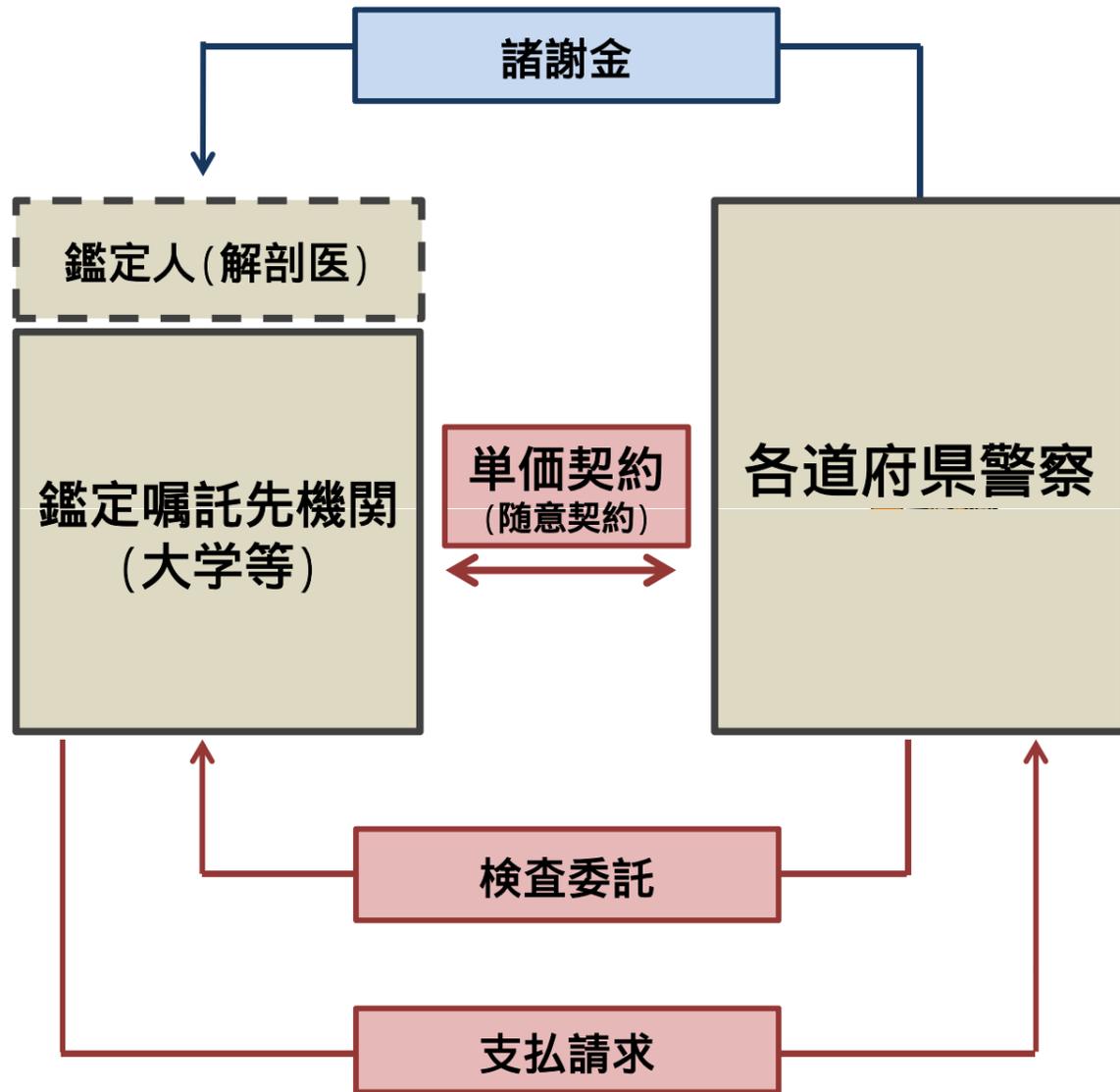
(単位：千円)

司法解剖経費(執行額)の内訳(平成25年度)



	司法解剖謝金	死体鑑定謝金	司法解剖検査料	司法解剖基本料	感染症等危険防止消耗品費	薬物検査等委託費
25年度	216,537	360,881	1,429,405	47,445	51,840	87,606
占有率	9.9%	16.5%	65.2%	2.2%	2.4%	4.0%

諸謝金及び司法解剖検査料に係る契約の内容



諸謝金

司法解剖謝金
 鑑定人が司法解剖に従事した時間に応じて支払い
 死体鑑定謝金
 判断料 + 鑑定書の枚数に応じて支払い

司法解剖検査料

予め検査項目ごとの検査単価を定めて契約し、実施した検査に応じて支払い

検査項目(例)	検査単価
血液生化学検査	30,000円/体
組織学的検査 (上限45試料)	5,000円/試料
アルコール検査 (上限3試料)	5,000円/試料
細菌検査	20,000円/体
ウイルス検査	20,000円/体
一酸化炭素検査 (上限3試料)	5,000円/試料
DNA型検査	100,000円/体
プランクトン検査 (上限9臓器)	5,000円/臓器
薬毒物定性検査	80,000円/体

解剖医及び解剖委託先機関の現状(平成25年度)

解剖医の人数 154人

解剖委託先の機関数 80機関

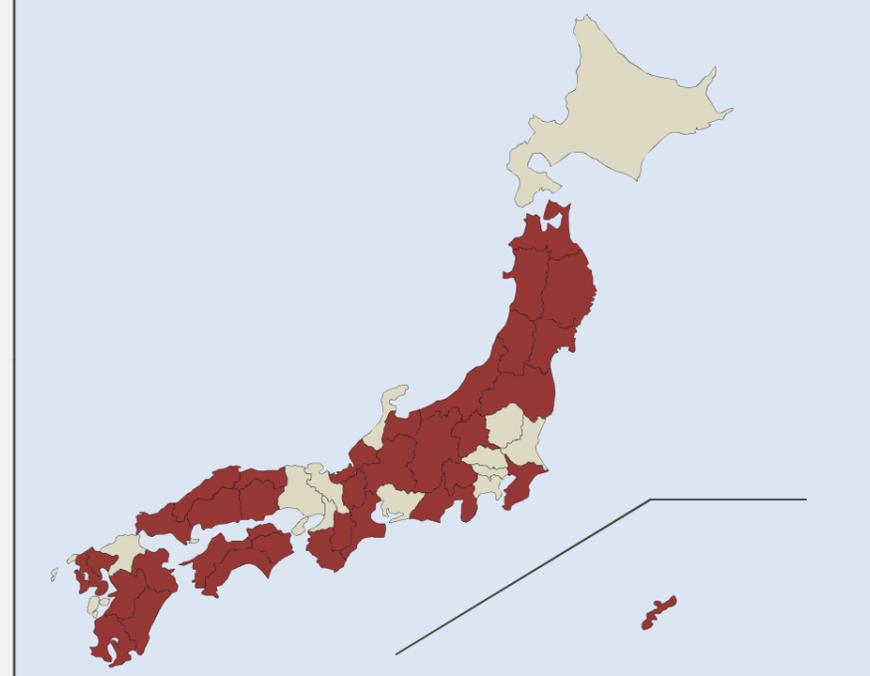
1機関当たりの平均解剖委託数 104体

各都道府県内に所在する機関の数

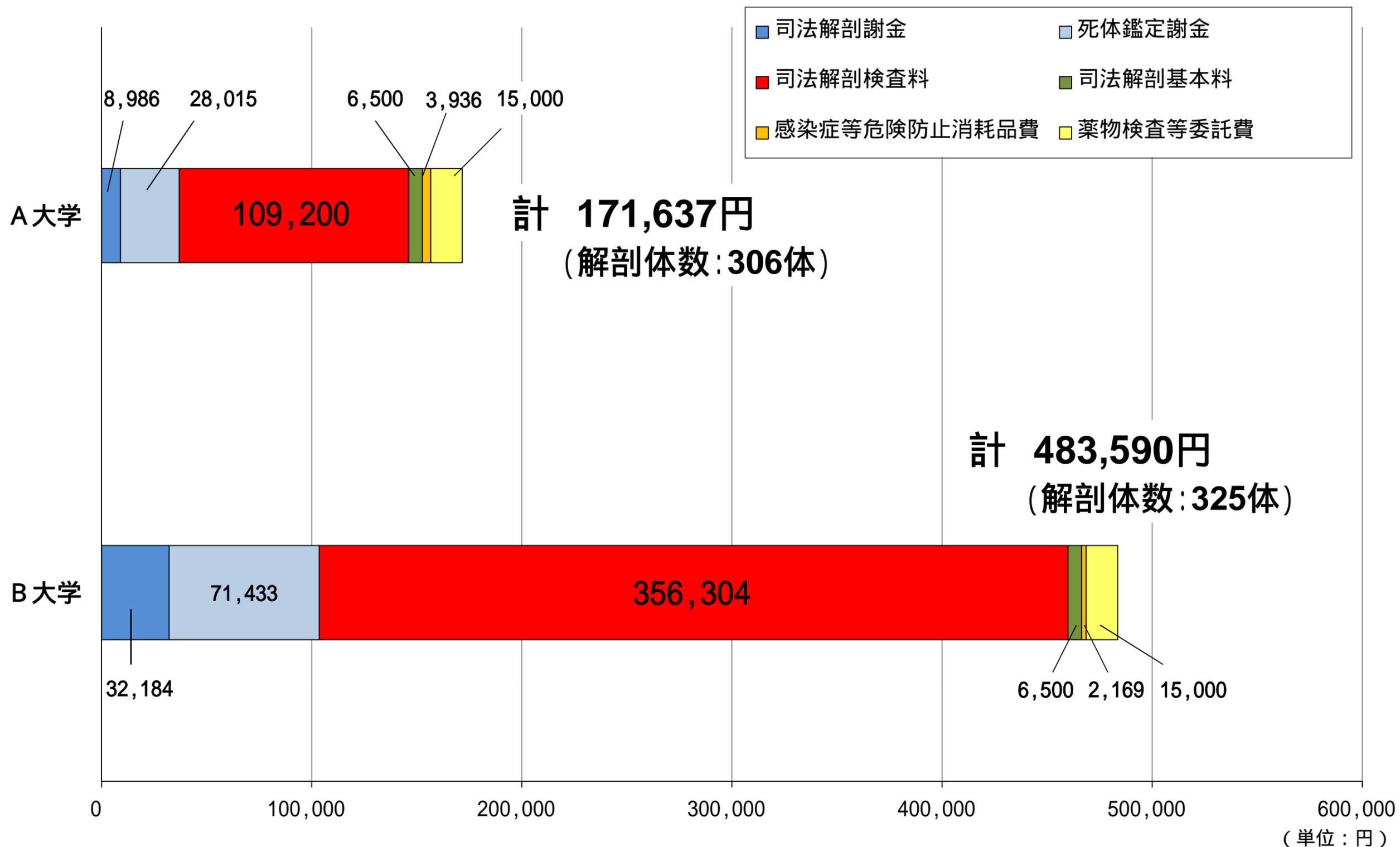
1機関のみ 35県(74%)

うち解剖医が1名のみ 13県(37%)

県内に所在する機関が1機関の県の分布



解剖委託先機関ごとの解剖費用^{注)}の比較例(平成25年度)



注) 「解剖委託機関ごとの解剖費用」とは、それぞれの機関ごとの司法解剖謝金、死体鑑定謝金、司法解剖検査料、解剖基本料、司法解剖消耗品費及び薬物検査等委託費の平均値をそれぞれ算出した上、それらを合算して算出したもの。

解剖委託先機関ごとの解剖実施状況の比較例(平成25年度)

		A大学	B大学
司法解剖謝金	解剖時間	平均1.0時間	平均3.6時間
死体鑑定謝金	鑑定書枚数	平均9.9枚	平均28.5枚
司法解剖検査料	組織学的検査	臓器単位で契約 平均10.0臓器/体 (8万円)	顕微鏡標本単位で契約 平均44.1枚/体 (21万円)
	血液生化学検査	実施せず	実施率68.4%
	DNA型検査	実施率0.4%	実施率16.3%
	薬毒物定性検査	実施率12.4%	実施率93.2%

課 題

犯罪の確実な立証のための司法解剖の在り方

犯罪の確実な立証を図るため、最近の警察の死体取扱状況を踏まえつつ、必要な司法解剖が確実に実施されるよう措置

一体当たりの解剖費用の見直し

日本法医学会の意見を聴取しつつ、

- 諸謝金の上限の設定
- 検査料の予算単価の見直し
- 新たな検査項目の導入
- 鑑定嘱託事項の精査

等について実施